



「やさしさ」を抱きしめよう

—おもいやりの心を育てよう—

久万高原町 社協だより

第4号

平成18年5月

《2006》



目次

平成18年4月から新たな介護保険制度始まる!
受賞おめでとうございます!!

②

久万高原町ボランティア連絡協議会設立
災害時支援協定の締結!

⑥

県共同募金会から感謝状の贈呈
久万高原町社会福祉協議会の
ホームページが立ち上がりました

③

子供見守り隊 社会福祉協議会も支援します!!
社協職員紹介

⑦

平成18年度久万高原町社会福祉協議会事業計画

④

各相談所開設のお知らせ

日本司法支援センター 法テラス

⑧

平成18年度一般会計収支予算
表紙のご紹介

⑤

編集・発行／社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2

TEL (0892) 21-0800 FAX (0892) 21-3040

e-mail: shakyou@kumakogen.jp



平成18年4月から新たな介護保険制度始まる!

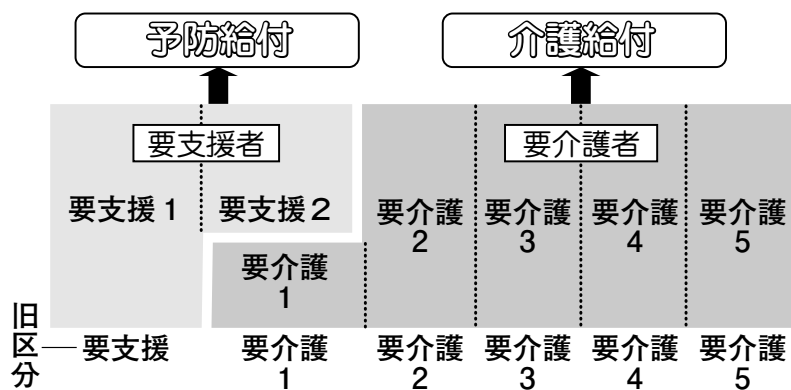
この度の改正は、介護予防が重視されており、要介護状態に陥る前の段階の予防としてリハビリなどを含め、総合的な予防サービスが組み込まれています。

具体的には要支援の要介護度の低い高齢者に、筋力向上トレーニングや栄養改善指導などのサービス導入が図られています。

要介護状態区分が変わります……………

これまでの要介護1相当の方について、状態の維持・改善可能性の観点から、要支援2と要介護1に分けられます。

■保険給付と要介護状態区分のイメージ



介護予防サービス

【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

【その他】

- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売

受賞おめでとうございます!!

全国社会福祉協議会長表彰受賞



西岡 時子 さん

(久万高原町民生児童委員協議会久万支部)

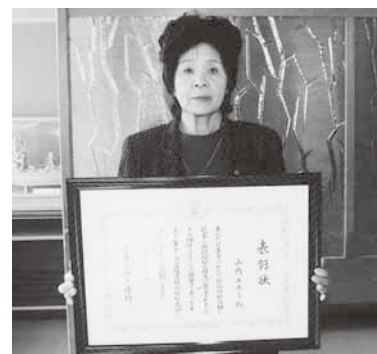
民生児童委員として、多年にわたり社会福祉の増進に貢献されたとして社会福祉法人全国社会福祉協議会長より表彰を受けられました。おめでとうございます。

愛媛県知事表彰受賞



青木 トヨ子 さん

(久万高原町民生児童委員協議会面河支部)



山内 スエミ さん

(久万高原町民生児童委員協議会柳谷支部)

第53回愛媛県社会福祉大会で、長年にわたり民生児童委員として社会福祉活動に従事し、地域福祉の増進に尽くした功績が認められ県知事表彰を受賞されました。おめでとうございます。

地域福祉の向上にこれからもよろしくお願い致します。

久万ライオンズクラブ 県共同募金会から感謝状の贈呈

ありがとうございました



3月24日（金）久万高原町社会福祉協議会理事会評議委員会の会場において、愛媛県共同募金会長より、久万ライオンズクラブ（代表 渡部嘉津彦様）へ感謝状が贈られました。

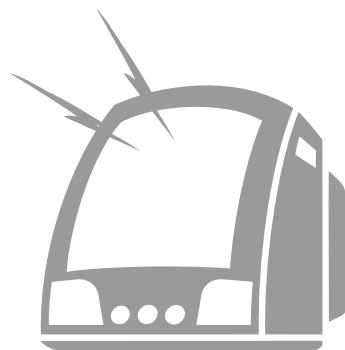
久万ライオンズクラブは、「今しかできない事を、自信と信念を持って行動する」を基本方針に地域に密着したさまざまな奉仕活動を行っており、今回の表彰は多年にわたって歳末たすけあい募金に協力頂き、社会福祉の推進に多大な貢献をされました。その功績が顕著であることから感謝状が贈呈されたものです。

今回協力して頂いた歳末たすけあい募金は、久万高原町社会福祉協議会を通じ、町民の皆様がよい年越しを迎えられるよう一般見舞金などとして、町内の福祉施設へ役立てていただきました。ご協力誠にありがとうございました。

久万高原町社会福祉協議会の ホームページが立ち上がりました。



久万高原町社会福祉協議会のホームページは、平成18年5月1日に立ち上がりました。久万高原町社会福祉協議会の概要や各支所の事業内容、福祉に関する情報、ボランティアについての情報、Q&Aコーナー等、社協って一体何をしているところだろうと疑問に感じられた方、ぜひ久万高原町社会福祉協議会ホームページへアクセスしてみてください！！



久万高原町社会福祉協議会ホームページ

<http://www.kumakougen-shakyo.or.jp>

平成 18 年度 久万高原町社会福祉協議会 事業計画

< 基本方針 >

平成 16 年 8 月に合併により設立された本会は、地域の実情に合わせた福祉サービスを低下させることなく、町民の福祉ニーズを基本とした町民全体の福祉サービスの充実・向上及び地域福祉推進ネットワークの仕組みを積極的に育てることを方針として、現在まで各種の事業活動を実施している。

地域福祉の推進活動では、平成 12 年 6 月の社会福祉事業法改正で、久万高原町において「地域福祉の推進を図る中核的な団体」として本会が明確に位置付けられたこと、また法第 4 条では「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進につとめなければならない」と定められており、平成 18 年 4 月から大幅に改正される介護保険制度及び障害者自立支援法の制定にも見られるように、『個人の自立した生活』を総合的に支援していくための「地域福祉推進」が位置付けられた。

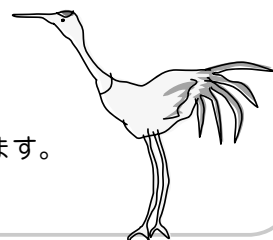
このような社会背景をもとに、「子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが、地域において、いきいきと自立した生活が送れることを目指し、地域におけるさまざまなサービスや活動を組み合わせて、共に生き、支えあう社会づくりを具体化する」ことを目指し、本会が中心となり久万高原町のさまざまな福祉関係機関・団体及び住民の皆さん一人ひとりが参加し、地域福祉活動計画【ともに輝く元気プラン】を策定した。

本年度においては、子どもから地域や福祉にふれられる環境づくりなど、【ともに輝く元気プラン】18 年度取り組み目標年次計画表に基づいた事業推進を展開し、「温もりと安らぎのある住みやすい福祉のまち・みんなでつくる久万高原」を目指すことを基本方針とする。

努 力 目 標

◇法人の運営体制整備・基盤強化を図ります◇

- ①法人の運営、基盤強化となる役職員の資質向上を図るための研修に積極的に参加します。
- ②社会福祉協議会の運営基盤となる全戸会員制度の会費募集を推進します。
- ③地域福祉活動計画で計画した事業を実施します。
- ④社会福祉協議会活動等を広く周知するため、ホームページを立ち上げ機関誌等を発行します。
- ⑤各種関係機関・団体及び本・支所間、各支所間との連携強化を図ります。
- ⑥社会福祉法人会計処理の適正化を図ります。



◇地域福祉の事業を推進します◇

- ①住民参加、関係機関との協力を基にして作り上げた「ともに輝く元気プラン」の事業を遂行し、「温もりと安らぎのある住みやすい福祉のまち・みんなでつくる久万高原」に向けた町づくりを推進します。
- ②高齢者・障害者等が積極的に社会参加できるよう地域福祉事業を推進・強化します。
- ③地域住民の権利擁護及び成年後見制度を推進します。
- ④児童・青少年の健全育成支援及び犯罪被害等から守るための支援を推進します。
- ⑤悪徳商法等被害防止活動を推進します。



◇ボランティア活動の推進をします◇

- ①ボランティアの育成及び活動を支援します。
- ②ボランティアコーディネートの充実及びボランティア保険の加入を推進します。
- ③地域にある学校内での福祉ボランティア活動及び福祉教育の推進を支援します。
- ④ボランティア連絡協議会を充実し、ボランティア団体相互の情報交換等、連携強化を図ります。



◇各種募金等運動の推進・協力をします◇

- ①共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進を図り、日赤社資運動への協力を行います。
- ②まごころ銀行の運営強化を図ります。

◇総合福祉相談・援助事業の推進を図ります◇

- ①地域における福祉等に関する心配ごと相談、専門家による法律相談を実施し、住民の問題解決を図ります。
- ②各種相談員等の資質向上を図るための研修に積極的に参加します。

◇在宅福祉サービスを推進します◇

- ①経営効率を図りながら、介護保険新制度・障害者自立支援法制度での事業所及び、町からの受託事業者としての適切な介護計画作成や、在宅福祉サービスを積極的に取り組み事業の拡大と充実を図ります。

平成 18 年度 一般会計収支予算

《収 入》		(円)
項 目	金 額	備 考
会費収入	2,499,000	町内一般・特別・法人会費 町外特別会員
寄付金収入	3,423,000	まごころ銀行等寄付金
補助金収入	75,489,000	久万高原町・愛媛県社協事業補助金
助成金収入	20,000	その他助成金収入
受託金収入	34,555,000	久万高原町・愛媛県社協事業受託金
事業収入	1,113,000	柳谷通所介護事業等 事業収入
貸付事業収入	50,000	小口資金貸付金収入
共同募金配分金収入	3,296,000	一般募金配分金・歳末たすけあい配分金
介護保険収入	94,633,000	居宅介護支援・訪問介護・通所介護事業収入
支援費収入	1,200,000	身体・知的・障害児・精神障害者居宅介護事業収入
雑収入	169,000	雑収入
利息等配当金収入	15,000	基本財産等 受取利息収入
経理区分間繰入金収入	550,000	事業単位間での資金振替額
収入合計	217,012,000	

《支 出》		(円)
項 目	金 額	備 考
法人運営事業費	40,353,000	法人運営に関する事業費
福祉活動専門員事業費	12,337,000	福祉活動専門員設置事業費
居宅介護支援事業費	27,845,000	居宅介護支援事業費（介護保険）
訪問介護サービス事業費	58,869,000	訪問介護事業費（介護保険）
通所介護事業費	39,528,000	通所介護事業費（介護保険）
在宅サービス受託事業費	11,374,000	久万高原町受託事業費（外出支援サービス・生活管理指導員派遣事業等）
在宅介護支援センター事業費	1,656,000	在宅介護支援センター事業費
福祉バス運行事業費	4,750,000	福祉バス運行事業費（美川）
心配ごと相談事業費	749,000	心配ごと相談・法律相談等開設事業費
まごころ銀行運営事業費	3,118,000	まごころ銀行運営事業費（助成金・見舞金等）
共同募金配分事業費	3,749,000	共同募金事業費（一般募金配分・歳末たすけあい配分）
支援費事業費	1,200,000	身体・知的・障害児・精神障害者居宅介護事業費
施設サービス受託事業費	10,608,000	高齢者支援ハウス運営費（面河）
資金貸付事業費	326,000	生活福祉資金・小口資金貸付事業費
経理区分間繰入金支出	550,000	事業単位間での資金振替額
支出合計	217,012,000	

表 紙 の ご 紹 介 !!

社協だより5月号にふさわしく、表紙を『こいのぼり!』で飾ってみました。実はこの『こいのぼり!』は紙粘土でできており、作成したのは社協美川支所職員の 林 智美さん! 紙粘土を毎晩のようにこねまわし、ヒット作を次々とだしている今日のようなです。



社協美川支所の林智美です。今考えると子供の頃から私の回りにはいつも緑濃い油粘土がありました。そして24年前授かった長女は小さく生まれ、初節句は未熟児センターの保育器の中。自宅の隅では祖父母から送られたお雛様が箱から出されることもなく寂しそうでした。そんな小さな天使も53日後無事退院。たくさんさんの心配と喜びを与えてくれる日々がはじまりました。それ以後

元気な育ってくれる我が家の子供達への感謝の気持ちと、あの頃の私達親子と同じように今頑張っている子供達とご両親への応援の気持ちを込め、お雛様作りが私の生活の一部となり毎晩紙粘土をこねています。肩こりとの戦いの日々ですが「私の人形を見てほっと笑ってくれる方がいてくれたら最高。」「小さな事からこつこつと、継続は力なり。」仕事も遊びもこんな思いで続けていきたいと思います。目標は故郷のすばらしさと山での生活の楽しみ方を伝えられるおばちゃんになる事です。今後ともご指導よろしくお願い致します。

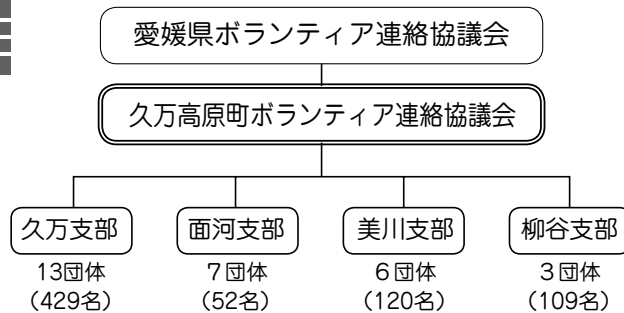
カラーでお見せ出来ないのが残念です。人形のお顔はやっぱり作成者ににますね!!



久万高原町ボランティア連絡協議会設立！

平成18年3月14日、久万高原町ボランティア連絡協議会設立総会が開催され、久万支部・面河支部・美川支部・柳谷支部、の4つの支部から成る久万高原町ボランティア連絡協議会を設立しました。町民みんなで福祉のまちづくりを目指し、「互いに支えあう・共に生きる」そんな「思いやりの心の輪」を広げていくため、町全体での組織化を図り、足並みの揃ったボランティア活動を実施して行くことを目的とし設立しました。今後は、各支部・各ボランティアグループでの活動を中心に、連携を密にし、久万高原町のボランティア活動を推進していきます。

組織図



目的

本会は、久万高原町におけるボランティアグループとの情報交換、交流、調整を図り、相互の親睦を深めつつ、関係機関との連絡を密に行い、ボランティア活動の一層の活性化、飛躍的拡大を図り心豊かな地域づくりに寄与することを目的としています。

久万高原町ボランティア連絡協議会事務局のご案内（社協本所・各支所内に設置）

久万支部 791-1201 上浮穴郡久万高原町久万45番地2
TEL (0892) 21-0800 FAX (0892) 21-3040

美川支部 791-1501 上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1
TEL (0892) 56-0750 FAX (0892) 56-0166

面河支部 791-1701 上浮穴郡久万高原町洪草2310番地
TEL (0892) 50-1833 FAX (0892) 50-1836

柳谷支部 791-1801 上浮穴郡久万高原町柳井川923番地
TEL (0892) 54-2941 FAX (0892) 50-1417

愛媛県社会福祉協議会・久万高原町社会福祉協議会 災害時支援協定の締結！

平成17年11月29日、「災害時支援協定調印式」が道後のホテルで開催されました。この協定は、災害が発生し、被災地の社会福祉協議会が単独では十分な救援活動が実施できないと認められた場合、愛媛県社会福祉協議会と久万高原町社会福祉協議会が協力し、相互支援の精神に基づき、救援活動を円滑に実施していくため締結されました。

《支援内容》

- (1) 社協職員の派遣
 - ア 被災地支援のボランティアコーディネート
 - イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
 - ウ 生活福祉資金特別貸付業務の実施
 - エ その他救援活動に必要な事項
- (2) ボランティアによる救援活動の支援調整
- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物資の提供及び斡旋



鮎川県社協会長（左）との調印風景
（右）各市町社協会長



鮎川県社協会長中岡久万高原町社協
会長、協定書を交わす

子供見守り隊

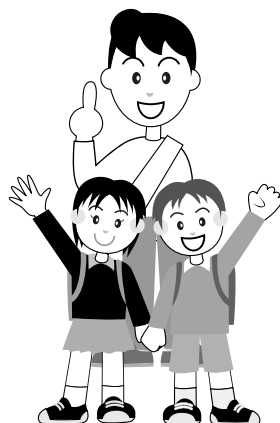
久万高原町

社会福祉協議会も支援します!!

現在、学校・保護者・地域住民・関係諸機関等が「子供見守り隊」として、子供たちの登下校にタスキを掛けて、日常的に通学路をパトロールしています。

そこで、久万高原町内の各青少年育成協議会及び久万高原町PTA連合会等の活動に久万高原町社会福祉協議会も賛同し、犯罪の未然防止を図るため車に貼る「防犯ステッカー」を作成し配布致します。

防犯ステッカー



久万高原町社会福祉協議会 職員紹介!!



久万高原町社会福祉協議会
事務局長 和田利章

平成18年4月1日付で、役場より久万高原町社会福祉協議会事務局に派遣されました和田利章でございます。

私は、旧面河村役場に奉職以来29年目を迎えていますが、この間派遣職員などの庁外での勤務経験はなく、また福祉関係の仕事にも従事していなかったものですから戸惑いながらの毎日でございます。しかし、経験のない領域というのはかえって新鮮で意欲が湧き、いい意味での緊張の中で仕事に取り組んでいます。

さて、近況について報告させていただきますと、当社協の中岡会長さんのご指導を仰ぎながら、地域でご利用を頂いている皆様方へのサービスの状況を実際の現場において体験致しております。

デイサービスの送迎で柳谷地区の稲村、美川地区の二箇方面をはじめ、通院のための外出支援サービスなども直接拝見しています。また、社協が成年後見人となった方々の住宅の片付けや生活援助サービス、身体介護サービスなど実際の福祉を直接見ながらの学習の毎日でございます。

これらの社会福祉協議会事業は、利用者の皆様が本当に必要としている事業であることや、反面、想像以上に地域福祉に携わる方々のご苦労があることも思い知らされました。

さて、久万高原町のように少子高齢化が進み、人家が広範囲に点在している地域においては、民間による事業所参入が難しいことから、社協に課せられる役割は、より一層増大することと予想されます。

当社協では「温もりと安らぎのある住みやすい福祉の町 みんなでつくる久万高原町」を合言葉に様々な事業を展開しておりますが、なんといっても職員一人ひとりが地域住民の方々と人間関係を築いて、信頼していただける組織でなければなりません。

今後は、全職員が一丸となって、意識の統一と社会福祉の目的達成に全力で取り組み、更なるサービスの効率化と質の向上を目指して、努力したいと考えております。

今後とも、町民の皆様の温かいご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

各相談所開設のお知らせ

個人の秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください！

～"心配ごと相談所"の開設～

平成18年度4月から"心配ごと相談所"を町内全地区において開設することとなりました。身近な悩みや問題、人権や行政に関する問題など、お困りごとはありませんか？あらゆる心配ごとについて、相談されてみてはいかがでしょうか。

地 区	開設場所	基準日	時間	担当者	問い合わせ窓口	備考		
久 万	久万町民館	毎月 20 日 ※休日の場合は翌日	9：00 ～ 12：00	人権擁護委員 行政相談委員 民 生 委 員	社協本所 ☎ 21－0800	どの相談 所でもご 利用頂け ます。		
美 川	美川農村改善センター				社協美川支所 ☎ 56－0750			
面 河	面河住民センター	偶数月の 20 日 ※休日の場合は翌日			社協面河支所 ☎ 50－1833			
柳 谷	久万高原町役場柳谷支所				社協柳谷支所 ☎ 54－2941 久万高原町役場 ☎ 21－1111 総務課、保健福祉課、町民課			

※6月については変則的になっており、1日(木)を予定しております。

～法 律 相 談～

開催場所	基準日	時間	担当者	問い合わせ、予約受付窓口	備考
久万高原町 久万町民館	奇数月の6日 (原則)	10:00 ～ 15:00	菅原弁護士(5月・9月・11月) 村田弁護士(7月・1月・3月)	社協本所 ☎ 21-0800 受付時間8:30～17:15 (※土日祝は除く。)	電話予約による 先着6名様程 度

～司法書士法律相談～

開催場所	基準日	時間	担当者	問い合わせ
美川農村改善センター (久万高原町役場美川支所横)	毎月5日 ※休日の場合は翌日	平成18年5月のみ 10:00～15:00 ※平成18年6月からは 9:00～12:00	司法書士	社協美川支所 ☎ 56-0750

※心配ごと相談、法律相談、司法書士法律相談ともに、日程の変更や悪天候などによっては中止となる場合もあります。

事前に久万高原町広報や久万高原町役場防災行政無線放送でお知らせいたします。

日本司法支援センター

法テラス

平成18年秋・オープン!

法的トラブル解決の 総合案内窓口ができます!

利用者(国民)

相談

法律情報・サービスの提供

日本司法支援センター

法テラス

業務内容

- 紛争解決
 - ・紛争解決に役立つ法制度を紹介し、
 - ・法律サービスを提供する関係機関等の情報を集約し、無料で提供します。
- 法律相談
 - ・資力の乏しい方に、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行います。
- 司法書士等の紹介
 - ・弁護士や司法書士がいない地域等で法律サービスを提供します。
- 犯罪被害者支援
 - ・被害者の援助に詳しい弁護士や専門機関等を紹介し、
- 迅速・確実に国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度の実施を支えます。

関係機関等

- 国、地方公共団体
- 弁護士会
- 司法書士会等
- 隣接法律専門職者団体
- 消費者団体、経済団体、労働団体
- ADR(裁判外紛争解決)機関
- 犯罪被害者支援団体
- 等

ネットワーク化(連携・協力)

●●●問い合わせ先●●●

法務省大臣官房司法法制部

〒100-8977 東京都千代田区西が関1-1-1

TEL 03-3580-4111(代表)

法テラス紹介ページ

<http://www.moj.go.jp/SHIHOUSHIEN/index.html>

事務所

全国の地方裁判所本庁所在地50か所に事務所を設けるほか、必要に応じ大きな都市や弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域等に事務所を設置します。

情報提供業務の態勢

電話や事務所での面談のほか、インターネット等により情報提供を行います。